

家電リサイクル法 施行から1ヶ月

～和歌山県電器商業組合 北原理事長に聞く～

廃家電製品を対象とした「家電リサイクル法」が4月1日に施行され1カ月が経過しました。この法律では、対象家電製品としてエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目が指定され、消費者、販売店、家電メーカーなどの関係者がそれぞれ役割を分担し、リサイクルを義務づけられているわけですが、今回、和歌山県電器商業組合の北原正允理事長に法施行後の家電業界の状況についてお伺いしました。

▼組合会館

Q. 先ず業界の現状は？

北原理事長：県電器商業組合の地区は和歌山県一円となっており、今回の廃家電品は市町村単位で対応の変わる廃棄物なので、各支部単位（県下13支部）でそれぞれの集積場への搬送をシステム化している段階です。又これを商業組合で取りまとめ各支部に情報の提供を行っています。

Q. 料金体系については？

家電リサイクル法では、メーカーが一律に定めるリサイクル料金の他に運搬料金を消費者が負担する事になるので、運搬料は小売店などが個別に設定するため量販店などの激しい競争を反映することになるのも免れられません。



Q. 組合の今後の対応？

不法投棄に関する法の周知徹底、家電リサイクル券システムの活用などとともに、今後とも循環型の

新しい社会システムを構築するための一環としてリサイクル法を理解し、環境要因を捉えていくつもりです。

尚この法律は「循環型地域社会」を形成するうえで欠かすことのできないものであることは誰もがよく熟知する所ですが、先に申し上げましたように、排出者である消費者が新たな費用負担を強いられる為、不法投棄の激増が懸念されます。こうしたことを踏まえ運用面において種々問題点の多い事を今までの説明会等を通じ、組合として又小売の立場から色々申し上げてきましたが、法律の改善のための見直しについては、5年後となっています。



▲県電器商業組合 北原理事長

13.4.1

新体制事務局からのごあいさつ

専務理事 佐野 萬 瑳 義



このたび新しい「中央会のあり方」に合わせた組織の再編整備
なり人事異動を行い職員の意識改革と、それに伴う連携組織対策
事業などの効率化を思い切って図ることといたしました。これら
はとりもなおさず各種の相談事項や経営課題等に対して機敏で柔
軟に対応できる体制を整えるためでもあります。中小企業が今厳
しい環境にあることを十分自覚し、全職員一丸となって立ち向か
っていく、こういった気概で頑張りますのでどうかご期待下さい。

事務局長 細川 俊 剛



変革の時代です。
事務局の機構が変わりました。
部屋の配置も変わりました。
ハードは整いました。
人間の目の色が変わってきました。
ソフトも変革充実しつつあります。
総勢16名が皆さんの元に飛び込んでいきます。
どうかよろしくお願いします。

新部長からの抱負

早田 情報総務部長

今回の機構改革により、情報総務部を担当
することになりました。新体制のもと会員の皆様
方にきめ細かい支援等活力ある中小企業育成に
努めたいと考えております。今後とも、よろし
くご支援のほどお願い申し上げます。

樫尾 連携支援部長

組合等連携組織への支援体制が強化されまし
た。その先頭にたって行動し、結果を出さなけ
ればならない。
連携組織のために「何か仕掛けを」と思案す
る毎日です。

情報総務部



(左から) 平中克治、早田信人部長、南 俊充、中井祥之課長補佐

総務課

新体制のもと総務課では日常の総務業務のほかに情報化時代に対応するため組合ホームページの製作及び運営管理業務を新しく担当しております。中央会のホームページを一度ご覧頂き、どしどし情報をお寄せ頂きたくお待ちしております。

emailアドレス info@chuokai-wakayama.or.jp

情報調査課

運輸業、自動車整備業、酒造及び酒・たばこ販売業に属する組合の方々の運営支援を中心に、今年度から冊子になった「中央会わかやま」の発行を担当しています。

フットワークの良い組合支援と、より読みやすい機関誌の作成を目標に頑張ります。



(左から) 杉本和也、高橋達雄課長、塩谷敦子

連携支援部



(左から) 井上桂仁課長補佐、寺本真弓、黒江政博、樫尾義男部長

支援1課

私達が鋳工業・建設業関係組合を担当するメンバーです。4月1日に事務局のリセットボタンが押されました。パソコンなら元に戻ってしまいますが、ゼロからスタートするんだという気概を持つてのリセットです。

“中身もかわったなァ”と云われるように…

支援2課

私たちは商業・サービス業の皆様を担当させていただきます支援2課です。

「常歩無限」の精神でコツコツと頑張ります。

組合等の設立・運営などの様なことでもご相談下さい。



(左から) 増井浅一、田中敏彦課長、井上靖比呂、神保成利

総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

〔議事録の作成〕

総会の議事録の作成は理事がすることになっています。議事録に記載すべき事項として

- 1 総会の種類
- 2 招集年月日
- 3 開催の日時及び場所
- 4 組合員の総数
- 5 出席組合員数
- 6 出席者中、書面または代理議決によった組合員数
- 7 成立の報告
- 8 議長の選任
- 9 議事の経過の要領並びに議案別の結果
- 10 議事の終了の宣言

署名は、議長及び出席した理事がすることになっています。署名については、記名捺印をもって代えることができます。

〔決算関係書類の提出〕

決算関係書類の提出は通常総会において承認を受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出することが義務づけられています。

添付書類としては

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書面
- 6 総会または総代会の議事録が必要です。

〔役員変更の届出〕

役員に変更があった場合は、変更のあった日から2週間以内に行政庁に届け出ることが定められています。役員の変更とは、役員の氏名または住所の変更があった場合、役員の改選または補充があった場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更年月日及び理由を記載した書面
- 3 役員変更が役員の選挙または選任によった場合には、総会または総代会の議事録と理事

会の議事録

〔定款の変更〕

定款の変更は総会において特別議決を必要とする事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施行することになります。定款変更は大別して、①一般的事項の変更、②事業計画・収支予算に係る変更、③出資1口の金額の減少に係る変更に分けることができます。なお、認可されてから登記を要する事項については、登記が完了して効力が生ずることから考えて、変更決議をした総会又は総代会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

（1）一般的事項の変更

- 1 変更理由書
- 2 変更しようとする箇所を記載した書面
- 3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録

（2）事業計画・収支予算に係る変更

(1)の添付書類以外に

- 1 定款変更後の事業計画書
- 2 定款変更後の収支予算書 が
必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係
る変更

(1)の添付書類以外に

- 1 財産目録
- 2 貸借対照表
- 3 債権者に対して公告及び催
告をしたことを証する書面
などが必要となります。

〔変更登記〕

代表理事に変更があった場合は

就任した日から2週間以内に変更
の登記をしなければなりません。

任期満了の改選で、代表理事が
再任されても変更登記は必要にな
ります。

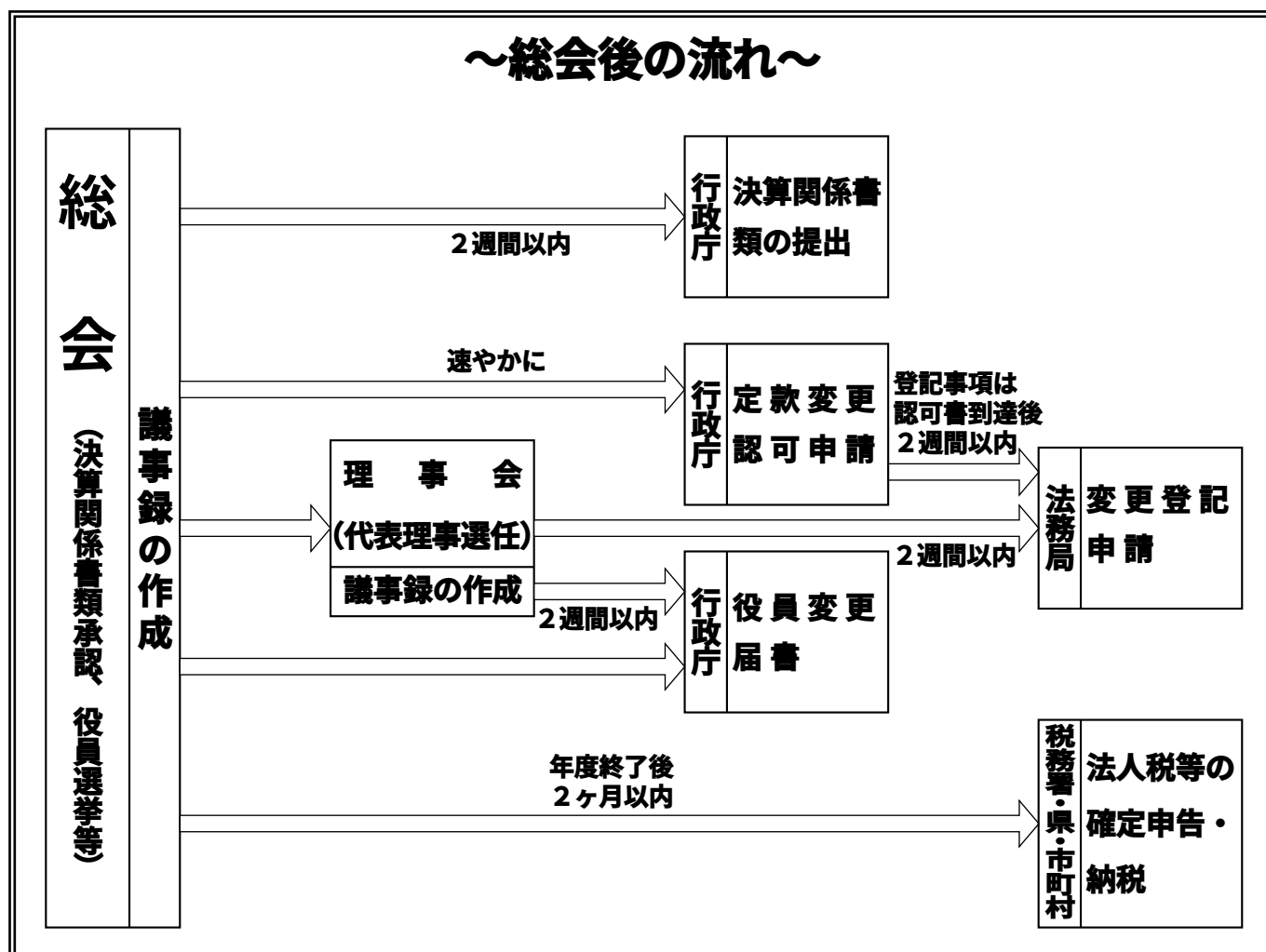
代表理事変更登記以外で組合の
実務上頻度の高いと思われる変更
登記は、主たる事務所移転登記、
出資の総口数及び払い込み済み出
資総額の変更登記、事業変更登記
などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発
生後一定の期間内に申請すべきと
定められています。登記すべき事

項につき行政庁の認可を要する
ときは、認可書の到達した年月日か
ら起算することとなります。添付
書類は登記内容によって違います
し、登記期間についても従たる事
務所の所在地でする場合では違い
があります。

届出・申請について商工組合、
協業組合の場合は様式が異なる場
合もあります。添付書類など詳細
については中央会までお問い合わせ
下さい。

～総会後の流れ～



中小企業者のための「知って得する税知識」

税理士 藤島 満

パートIにおいて、贈与税、相続税等中小企業経営者に関心の高い世代交代に関する税制改正を重点に説明いたしました。

今回以降は、これの基礎知識、改正事項の応用を説明させていただきます。

I 相続税のあらまし

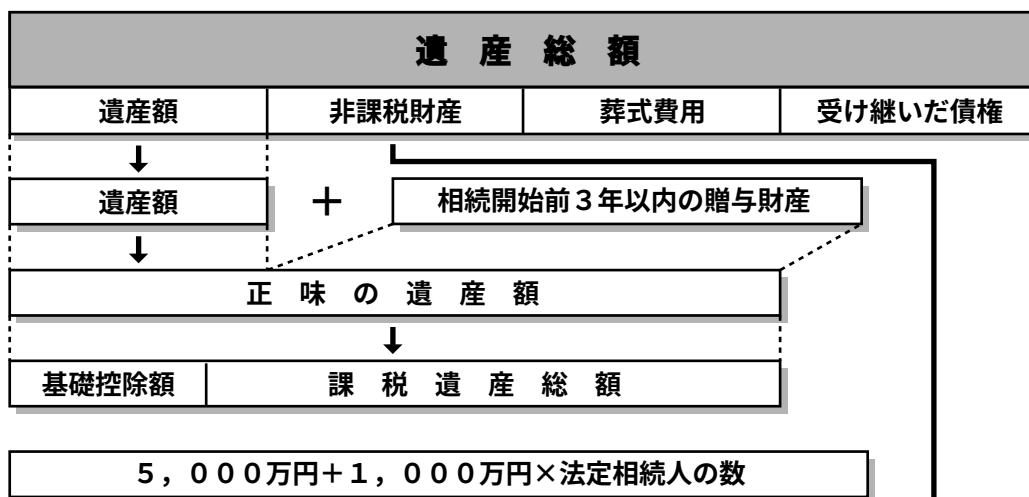
相続税とは

人の死亡によりその死亡した人の財産をもらった場合にかかる税金

◆ 1. 相続税の仕組み ◆

相続税は、相続や遺贈によってもらった「正味の遺産額」が、「基礎控除額」を超える場合に、その超える額に対して課税されます。

つまり、正味の遺産額が基礎控除の範囲内であれば、相続税はかかりません。



(非課税財産)

- ① 墓所、仏壇、祭具など
- ② 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄与した財産
- ③ 生命保険金のうち次の額まで
500万円 × 法定相続人の数
- ④ 死亡退職金のうち次の額まで
500万円 × 法定相続人の数

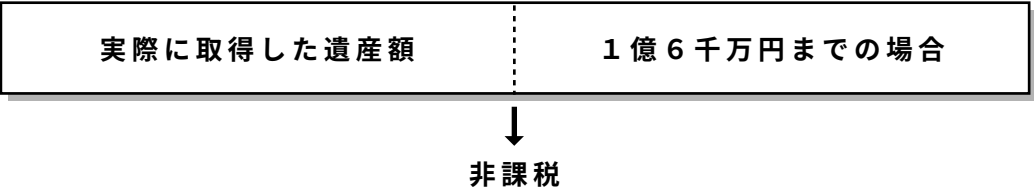
注：相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいる場合は1人、実子がない場合は2人までとなります。

◆ 2. 相続人と相続分 ――― 民法で規定 ◆

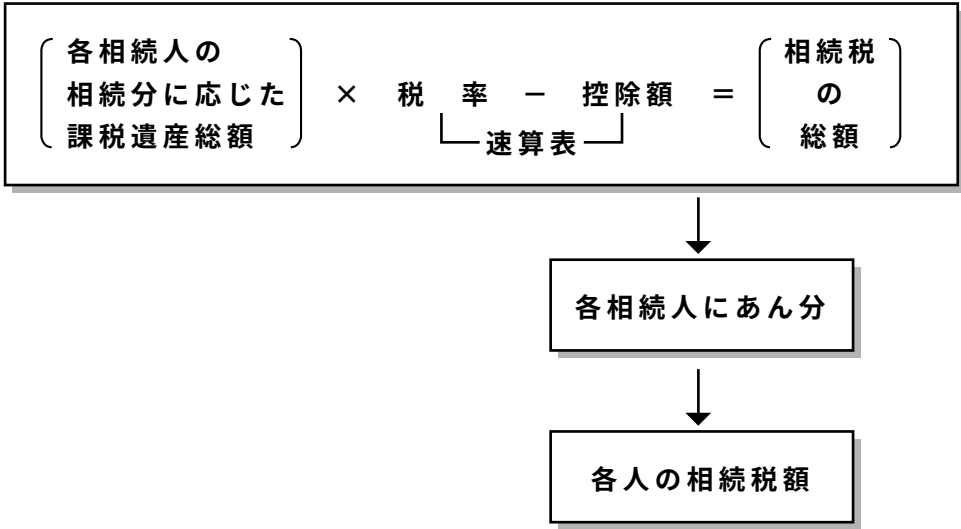
<主な例>

法定相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1（人数分に等分）
子がない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1（人数分に等分）
子も父母もない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1（人数分に等分）

◆ 3. 配偶者の税額軽減（配偶者控除） ◆



◆ 4. 相続税の計算 ◆



<速算表>

法定相続人に 応ずる 取得金額	税率	控除額
800万円以下	10%	—
1,600万円以下	15%	40万円
3,000万円以下	20%	120万円
5,000万円以下	25%	270万円
1億円以下	30%	520万円
2億円以下	40%	1,520万円
4億円以下	50%	3,520万円
20億円以下	60%	7,520万円
20億円超	70%	27,520万円

◆ 5. 税額から控除されるもの ◆

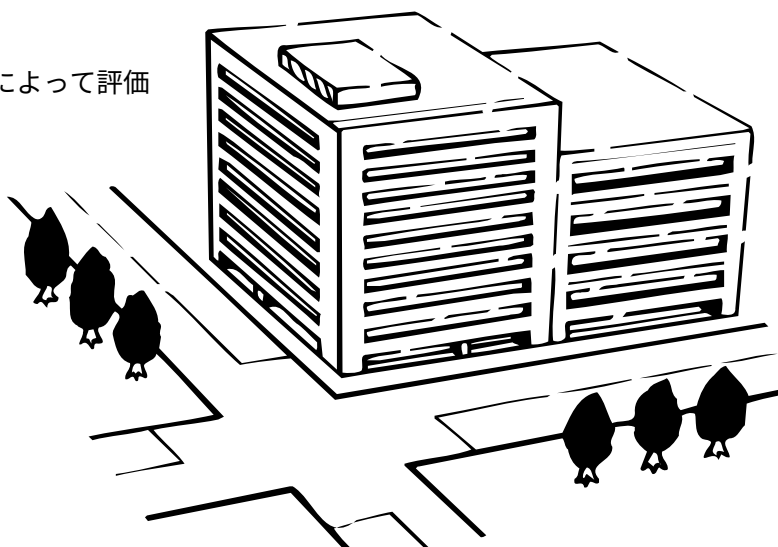
< 算 式 >

未成年者控除	20歳未満	$\left[\begin{array}{c} 20歳に達する \\ 間での年数 \end{array} \right] \times 6万円$
障害者控除	障害者	$\left[\begin{array}{c} 20歳に達する \\ 間での年数 \end{array} \right] \times 6万円$ (特別障害者は12万円)
その他 { 贈与税額控除 相次相続控除		

◆ 6. 相続税を計算するための土地、建物の評価 ◆

- ①土地 { 路線価方式
倍率方式

- ②建物 固定資産税評価額によって評価



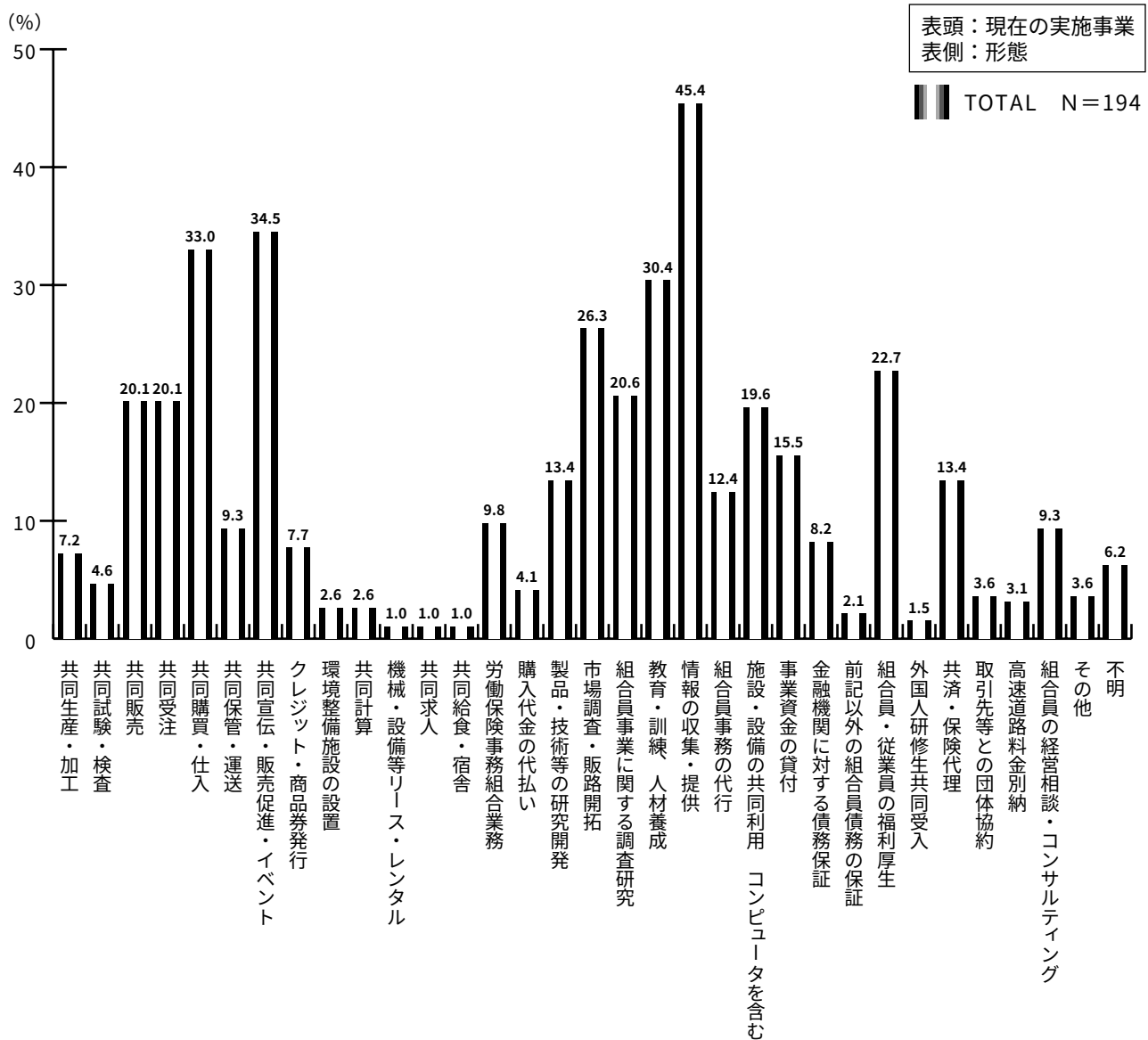
◆ 7. 申告と納税 ◆

相続開始日	申告期限
平成8年以後	相続開始日から10月経過日

2 組合事業の現況

○事業の実施状況（MA）

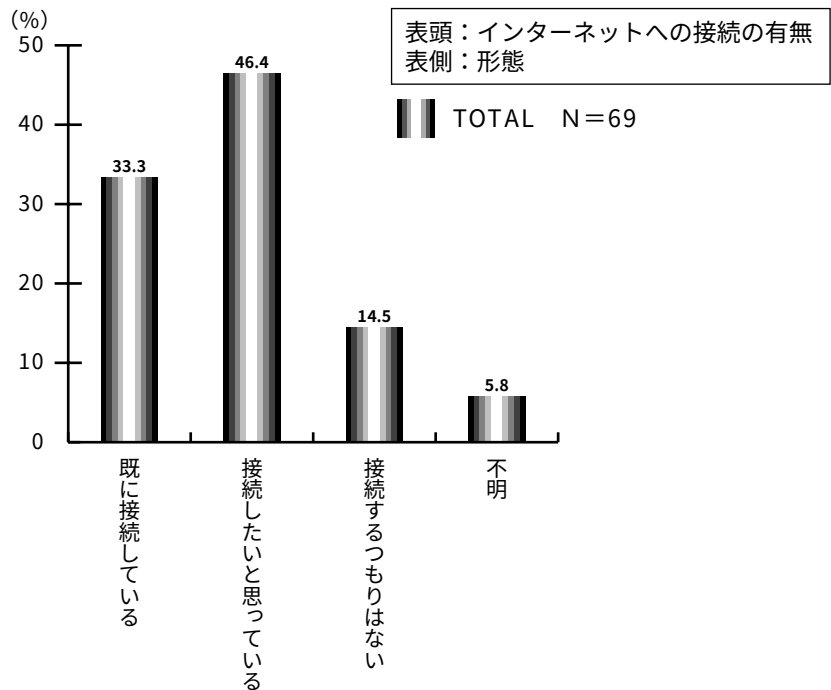
現在の実施事業を見ると「情報の収集・提供」45.4%「共同宣伝・販売促進・イベント」34.5%「共同購買・仕入」33.0%、「教育・訓練、人材養成」30.4%「市場調査・販路開拓」26.3%となり、ソフト事業が台頭しており、従前の「共同生産・加工」7.2%とハード事業の減少がここでもうかがえる。



3 情報機器の現況

○インターネット接続の有無 (SA)

組合のインターネット接続の現況をみると、「接続したいと思う」46.4%、「接続している」33.3%であり、今後の希望を含め79.7%となり、IT化時代への意気込みがうかがえる。

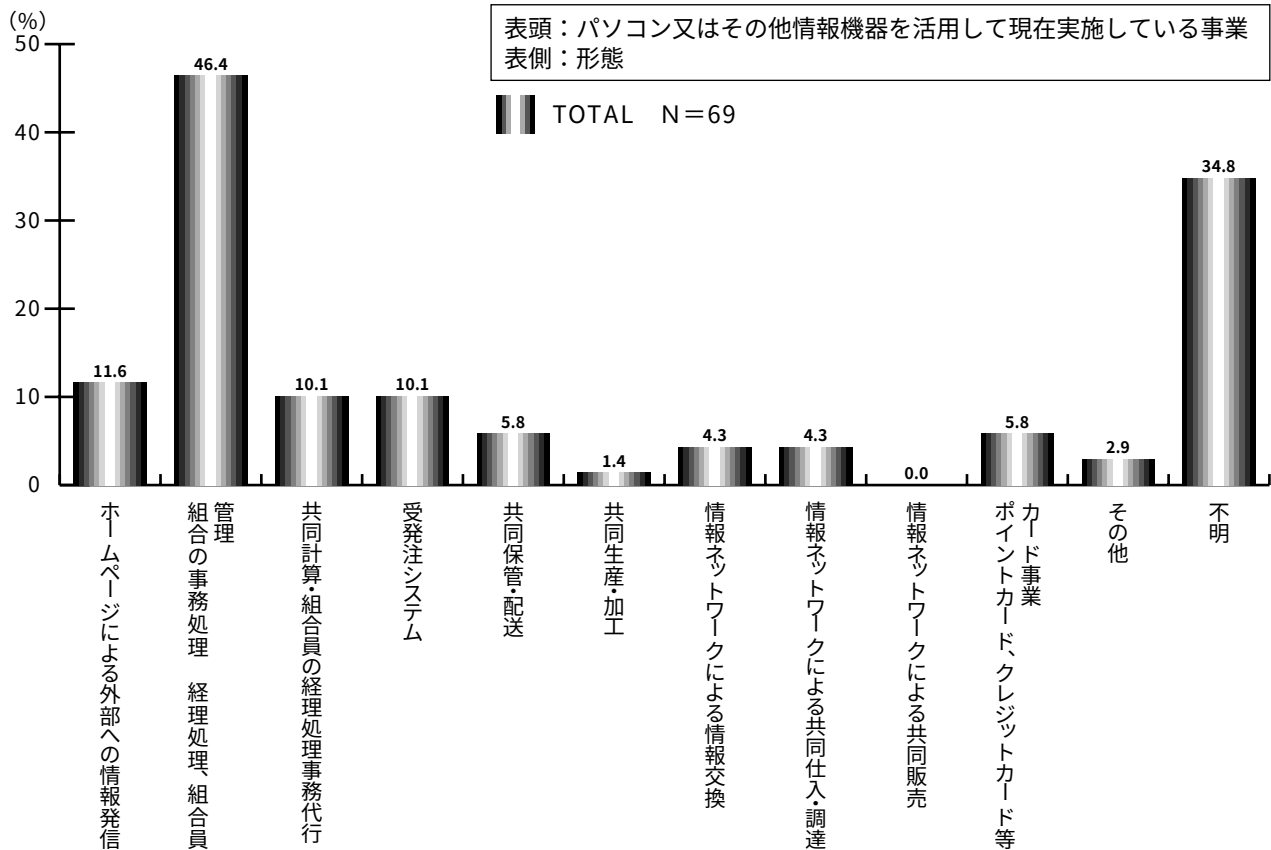


○パソコンその他情報機器を活用した実施事業 (MA)

組合の「事務処理・経理処理・組合員管理」が1位、「不明」をのぞいて「ホームページによる外部への情報発信」、「共同計算・組合

員の経理処理事務代行」、「受発注システム」とつづく。

組合の総務関係処理が最も多いが、情報発信及び共同事業への利用が増加してきている。

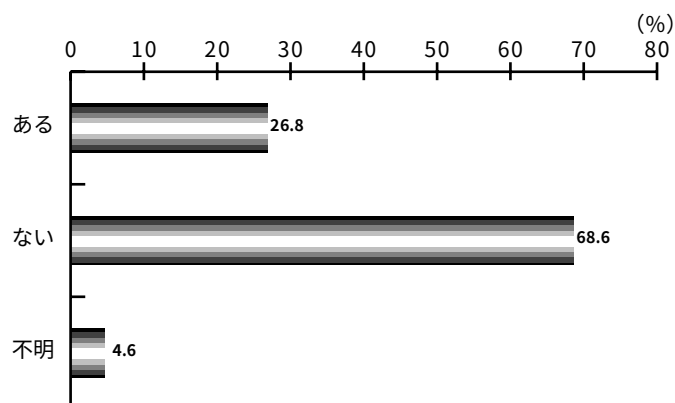


4 青年部の設置（SA）

青年部の設置状況については「ない」が68.6%であり、「ある」26.8%となっている。

表頭：青年部
表側：形態

■ TOTAL N=194

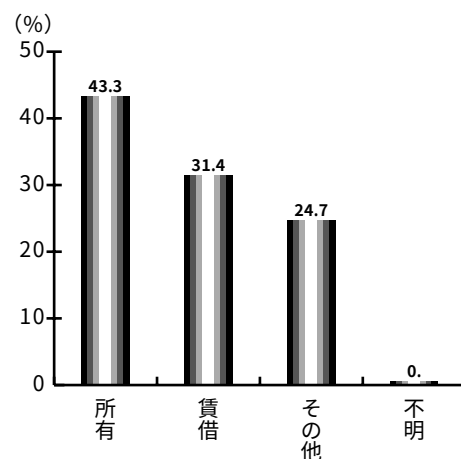


5 組合事務所の設置状況（SA）

組合事務所を「所有」43.3%、「賃借」31.4%「その他」理事長会社等で設置が24.7%である。

表頭：組合事務所
表側：形態

■ TOTAL N=194

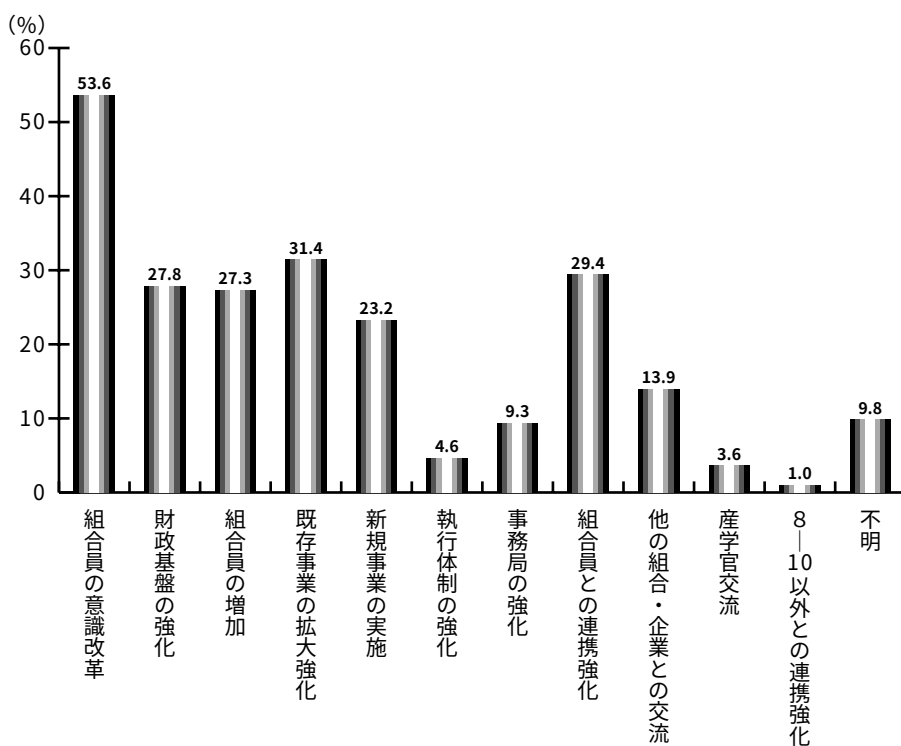


6 今後重点的に取り組むたい組織運営体制面の重要事項（MA）

今後の組合における、組織運営面での重点的に取り組むたい事項を見ると、「組合員の意識改革」53.6%、「既存事業の拡大強化」31.4%、「組合員との連携強化」29.4%、「財政基盤の強化」27.8%、「組合員の増加」27.3%、「新規事業の実施」23.2%となり、協同組合の基本的な悩みが浮き彫りにされている。

表頭：組織運営体制面における重点事項
表側：形態

■ TOTAL N=194



学生のUターン就職を応援!!

第14回きのくに人材Uターンフェア開催

4月23日（月）和歌山ターミナルホテルにおいて、第14回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

今回のUターンフェアは、和歌山県の企業へのUターン就職を希望する平成14年春卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学生を対象とするものです。会場では、企業ブースで熱心に説明をうける学生の姿が見受けられました。

「地元企業に就職したいが、県内で希望する職業を見つけるのは難しい。企業の募集人員も少ないので、採用されるのは大変。」（県内在住の男子大学生）

「こういった合同の就職フェアに出るのは初めて。今日は3～4社の説明を聞いた。建設関係の職業を希望している。職種は特にこだわりはないので、とにかく採用されたい。」（大阪府下の大学に通う女子大学生）



今回のUターンフェアでは、県内企業45社が参加。コンピュータによる適職判断コーナーも設けられ、地元企業への就職を考える学生達をサポートしました。

次回のきのくに人材Uターンフェアは8月13日（月）開催予定となっています。

URL <http://www.w-denko.or.jp/main.htm>



- URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/imonono/top.html>



- 14 中央会わかやま No.439 2001.5

平成12年度の中央会事業により16の会員組合がホームページを開設しました。
このページでは毎月4組合ずつホームページアドレスとトップページの紹介をしていきます。

和歌山ニット商工業協同組合

〒640-8045 和歌山市ト半町36 TEL073-422-0470

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/knit/index.html>



- 電子ネットワークによるクイックレスポンスシステムを導入し、組合員のビジネスチャンス獲得の場を提供しています。

和歌山県自動車整備振興会

〒640-8404 和歌山市湊1106 TEL073-422-2466

URL <http://www.waspa.or.jp/index1.html>



- 会員専用ページではその時々タイムリーな情報を提供しており、関連法の周知並びに講習会の開催案内等を掲載しています。また、ユーザー向けに自動車整備業界の紹介等PRはもとより、車検時のサービスに実施しているダイヤルステッカーキャンペーンの当選者発表などに利用しています。

情報連絡員アンケート

3月分

業界景況5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種		項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	→	→	↓	
	織 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓	
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓	
	出 版 印 刷	↓	↓	↓	→	
	化 学 ゴ ム	↓	→	→	→	
	窯 業 土 石 製 品	↓	↓	↓	↓	
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑	
	そ の 他	↓	↓	↓	↓	
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	↓	↓	
	小 売 業	↓	↓	↓	↓	
	商 店 街	↓	↓	↓	↓	
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↑	
	建 設 業	↓	↓	↓	↓	
	運 輸 業	↓	↓	↓	↓	
D I 値		-55.0	-60.0	-47.5	-60.0	

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数（D I 値：景気動向指数）は、マイナス60.0ポイントであり、同2月調査と比べ5ポイント改善した。

同2月調査と比べ、「売上高」は変化なし、「収益状況」は5ポイント改善、「資金繰り」は2.5ポイント改善した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は10名、「悪化」との回答は27名で、「好転」との回答は3名であった。

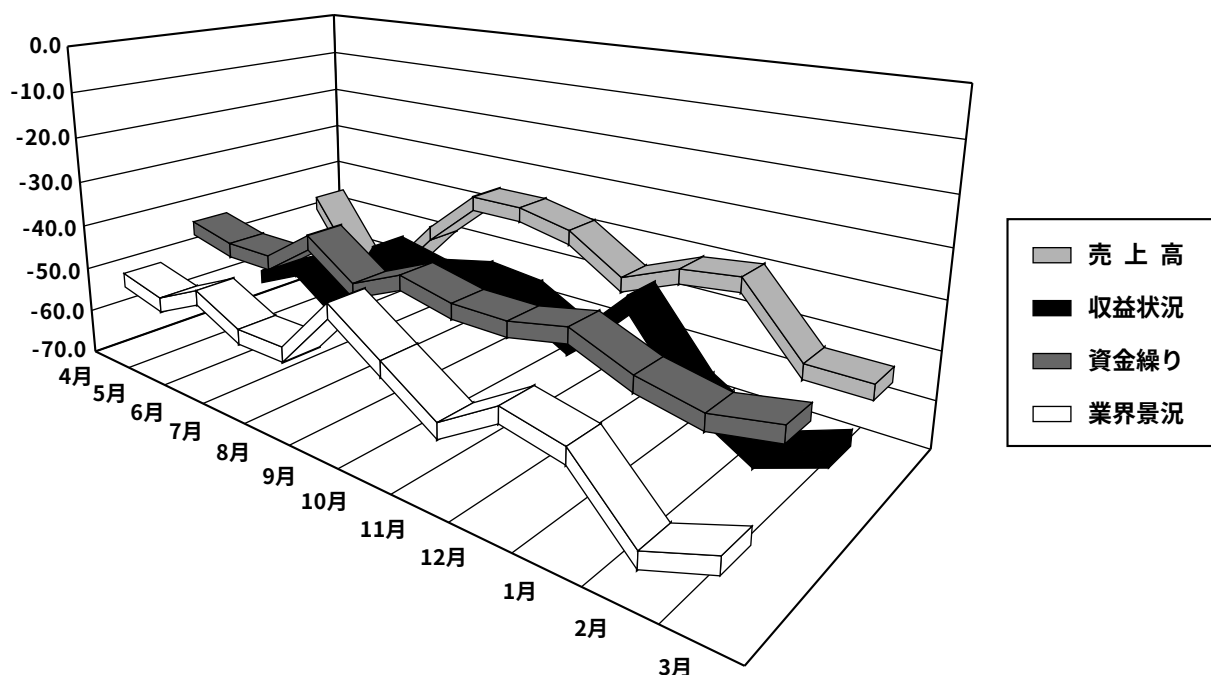
● 製造業 ●

繊維・同製品	全般的に悪いままの横ばい。ただし対前年比は減少。夏物の追加発注と秋冬ものに期待するも先行き全く不透明。（ニット）
	産地業界の1～3月期の状況は、昨年と比較し更に悪化している様である。いつ頃底を打つか検討がつかない。原因としては中国からの輸入、消費低迷等である。たとえ消費が少々上向きになったとしても、安価な輸入品の流入へのシフトとなり国内製品の売上増に簡単に結びつかない可能性が高い。輸入品の流入スピードに国内中小零細企業の対応が追いつかないのが現状と思われる。（織物）
木材・木製品	先月同様、年度末を迎えて受注（即納）から納品までの日数が短く、一部の工場ではフル操業状態であった。（建具）
窯業・土石製品	地区によりかなり出荷量にバラツキがあるが、前年に比べ全体的には出荷量が落ち込んでいる。（生コン）

● 非製造業 ●

小売業	大型店、コンビニ等に押されて売上はジワジワと低落している。（日高市場）
	4月に和歌山市中にセルフ給油所がオープン。更に今後県下にセルフ給油所が定着する見込みで、石油業界の安定はまだまだ先と予測している。（石油）
	消費の停滞ムードが払拭されていない。地価の下落による担保価値の低下は資金繰りに影響する。（和歌山市）
商店街	ビブレの閉店セールもあり、若い人達が土日到大勢来るが、商店街の売上に全くつながらない。丸正前のあたりは閑散としている。（和歌山市）
サービス業	2月末ごろより倒産・休業が極端に多くなってきた。（飲食）
運輸業	当組合から1社倒産会社発生。数量減、単価が依然低いため、収益が益々悪化している。（和歌山市）

年間DI値（前年同月比）の推移



さあ出かけよう 初夏の町へ

消費者の買い控え等で、低迷する県下の小売業は何らかの打開策を見いだそうと奮迅している。

そんな中、ゴールデンウィークの初日である4月28日（土）ぶらくり丁大通りににおいて第4回ぶらくりマーケットが開催された。

初夏の風薫る大通りでは、趣向を凝らした様々なイベントが目白押し。

動物たちと直接触れ合うことのできる動物ランド、掘り出し物ザクザクのフリーマーケット、陶芸などの体験コーナー、ストリートダンスやライブ演奏、子ども鼓笛隊などのパフォーマンスが繰り広げられた。又、明光商店街協同組合のブースや清水町の特産品の展示即売コーナーも人気を集め、初夏の陽気の中、正午から始まったイベントは夕方まで大勢の人たちで賑わった。



和歌山県中小企業支援センターマネージャー等の紹介

和歌山県中小企業支援センター（財団法人和歌山県中小企業振興公社）では、民間等での経験豊富な人材を配し、中小企業者からの相談にワンストップで対応できる体制を整備しました。相談、アドバイスは無料ですので、是非ご活用下さい。

プロジェクトマネージャー
サブマネージャー（技術担当）
サブマネージャー（経営担当）
窓口相談員

川口正二（かわぐち しょうじ）
奥津尚宏（おくつ なおひろ）
坪野克彦（つぼの かつひこ）
岩鶴 昭（いわつる あきら）

問合せ先

和歌山市西汀丁26番地 和歌山県経済センター3階
和歌山県中小企業支援センター（財団法人和歌山県中小企業振興公社）
TEL 073-432-3413 FAX 073-432-7299



第46回中央会通常総会を平成13年5月29日(火)午後3時30分より、和歌山ターミナルホテル「葵の間」において開催します。

移動中央会開催のお知らせ

5月14日(月)

5月15日(火)

5月16日(水)

田辺会場 田辺商工会議所

新宮会場 新宮商工会議所



宮井平安堂 ベストセラー ランキング

1

模倣犯 上

宮部みゆき著/小学館 出版/¥1,995

2

模倣犯 下

宮部みゆき著/小学館 出版/¥1,995

3

チーズはどこへ消えた?

スペンサー・ジョンソン著/扶桑社 出版/¥880

4

鯨の哭く海

内田康夫 著/祥伝社 出版/¥1,785

5

あいのり 2

学習研究社 出版/¥980

6

スカーレット・ウィザード 5

茅田砂胡 著/中央公論新社 出版/¥998

7

仕事ができる人、できない人

堀場雅夫 著/三笠書房 出版/¥1,470

8

受験坂本ちゃん屁の河童

日本テレビ 出版/¥1,050

9

竹中教授のみんなの経済学

竹中平蔵 著/幻冬舎 出版/¥1,365

10

シーズザデイ

鈴木光司 著/新潮社 出版/¥1,890



ビジネス ズームアップ

毎日放送(MBS)土曜の朝6:45~7:00

5/19

【企業レポート】

伝統の技術と
フレッシュな感覚で多角化展開

【ワンポイント情報】

経営管理者・中間管理者コースについて

5/26

【企業レポート】

中小企業白書からの提言

【ワンポイント情報】

2001年版中小企業白書について

6/2

【企業レポート】

2代目社長の社内改革!
企業活性化への道

【ワンポイント情報】

高度化資金の金利改訂について

ご寄稿のお願い

「中央会わかやま」では、毎月、会員の皆様方に役立つ情報を提供することを目指しております。

本誌に関する様々なご意見、ご希望、又イベント情報など当会までお知らせ下さい。

和歌山県中小企業団体中央会 情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

Eメールアドレス

info@chuokai-wakayama.or.jp

—— 火災共済 ——

- ◆より安い掛け金!
- ◆より早い支払い!
- ◆より簡単な手続き!

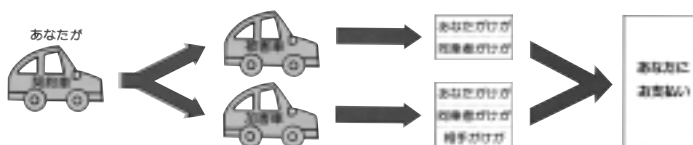


和歌山県火災共済協同組合

—— 自動車事故見舞金共済 ——

契約者を救う他に類のない共済制度です。

強制保険 } とは全く関係なく全て契約者（加
任意保険 } 害者・被害者）に支払われます。



和歌山県中小企業共済協同組合

問合先

和歌山市西汀丁26番地

TEL (073) 431-3288 (代)

中 央 会 共 済 制 度

- マキシムR（逡増定期保険）
損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- 総合保障プラン
集団割引なのでどこよりも安い掛け金で、高額保障・高額医療保障
- 年金共済（拠出型企業年金保険）
高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）
- 特定退職金共済制度
大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231
FAX 073-423-7017

和歌山県中小企業団体中央会 経営者・従業員災害補償制度の魅力

- ①有利な掛金 団体中央会のスケールメリットによる有利な割引です。
- ②ワイドにガード ケガによる万一の死亡・後遺障害はもちろん、入院・通院も補償します。しかも通院1日目から補償の対象となります。
- ③補償金の請求は簡単 労災保険等他の保険とは関係なく独自に請求でき、手続きも簡単です。
- ④掛金は損金処理扱い 法人・個人事業者の全員付保の掛金は全額損金・必要経費処理が可能です。

こんな時に補償金をお支払いします。

日本国内・国外を問わず、たとえば下記のような仕事中（通勤途上を含みます。）に被った偶然な事故によりケガをされたとき、補償金をお支払いします。24時間補償のタイプでは仕事中、仕事外を問わず補償します。

- ＊軽機械の組立作業中、ケガをして入院。 ＊建設現場で作業中、転落、足を複雑骨折し後遺障害。
- ＊業務で車を運転中、電柱と衝突して入院。 ＊出張中、宿泊先のホテルで火災にあい死亡。

補償金をお支払いできない主な場合

- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失・被保険者の自殺・犯罪または闘争
- ・地震、噴火、津波、戦争、放射能汚染・他覚症状のないむちうち症および腰痛 など

お支払いする補償金の種類

1. 死亡補償金	死亡・後遺障害補償金額の全額をお支払いします。
2. 後遺障害補償金	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害補償金額の3%～100%をお支払いします。
3. 入院補償金	入院の日数に対して入院補償金をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院され、かつ730日以内の入院に限りします。
4. 手術補償金	手術の種類に応じて入院補償金日額の10倍、20倍、または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて730日以内の手術1回に限りします。
5. 通院補償金	通院の日数に対して、通院補償金をお支払いします。ただし事故の日からその日を含めて、180日以内の通院に限り90日間を限度とします。

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!
入院・通院は1日目から補償

平成13年2月1日スタート
(平成13年1月20日加入締切り
以後毎月20日締切、翌月1日補償開始)



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

安田火災海上保険株式会社

☎073-433-0591